

比較見積省略理由書

本工事は、大阪府立佐野高等学校に昇降機の設置を行うものです。

本件は、令和6年4月10日に入札公告を行い、令和6年5月15日に開札したところ、入札参加がなかったため、入札執行の取り止めに至りました。

このため、過去5年間の当課発注昇降機工事に入札参加実績のある昇降機メーカー全6者に入札参加意思を確認したところ、昇降機メーカー1者から、工期設定の変更等を条件に入札参加意欲があると回答がありました。

別途発注の昇降路築造の建築工事は一定期間の騒音を伴うため、学校運営上、夏季休暇中に主要な工事を実施する必要があり、かつ昇降機メーカーと打合せのうえ施工する必要があります。また、本校では昇降機利用を待つ生徒が在校しており、早期の昇降機設置が望まれているため、早期に契約を行うことが妥当と考えます。

以上のことから、今年度の夏期休暇中に別途発注の建築工事を実施できる条件を満たすのは、日本オーチス・エレベータ株式会社西日本支社との契約のほかになく、同者から見積書を徴収し、予定価格の範囲内であれば、同者と地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により随意契約を締結し、大阪府財務規則の運用第62条関係第2項第13号により比較見積を省略するものです。